

しょうがいしゃさべつかいしょうほう 「障害者差別解消法」をごぞんじですか

「障害者差別解消法」(「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」)は、2016年(平成28年)4月1日から施行されました。この法律は、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としています。

具体的には、障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したりするような「不当な差別的取扱い」の禁止や、障がいのある方などからの何らかの配慮を求める意思の表明には、負担になり過ぎない範囲で、合理的な配慮を行うことが求められています。

12月には3日の「国際障害者デー」、3日から9日までの「障害者週間」があります。

「国際障害者デー」は1982年(昭和57年)に国連総会で「障害者に関する世界行動計画」が採択された日で、これを記念した日です。また、「障害者週間」は障害者基本法で、「国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため」設けるとされています。

障害者基本法には、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と明記されています。

「国際障害者デー」や「障害者週間」は、障害者差別について考えてみる機会になるのではないのでしょうか。

しょうごう しょうだんじぎょう 総合センターの相談事業

せいかつじんけんそうだん まいしゅう げつ か すい もくようび ごぜん じ ごご じ
生活人権相談 毎週 月・火・水・木曜日 午前9時～午後5時

ほけんそうだん しほけん きやうりよくじぎょう
保健相談(市保健センター協力事業)

まいつき だい すいようび ごご じ ぶん じ
毎月 第1水曜日 午後1時30分～3時 **12月5日 1月9日**

せくまいそうだん がくしゅうかい せいてきしょうすうしや せいどういつせいしょうがい どうせいあい ひと
セクマイ相談・学習会 セクシュアルマイノリティ(性的少数者。性同一性障害、同性愛の人たちなど)
の権利相談・学習会です。

まいつき だい もくようび ごご じ ぶん じ
毎月 第4木曜日 午後1時30分～4時 **12月20日 1月24日**

どなたでも相談・参加可能です